



発達障がいに関する
言葉のご紹介



学校やその他施設での支援サービス

1 特別支援学級（知的・情緒）

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級で、児童・生徒一人一人に応じた教育を行う。利用の仕方は学校の体制、児童・生徒の状態による。例：国語、算数は支援学級、それ以外は通常学級で学ぶ。

知的障がい学級

知的障がいのある児童・生徒を対象とした学級。児童・生徒に合わせたカリキュラムで授業を受けることができる。

自閉症・情緒障がい学級

自閉スペクトラム症、場面緘黙^{かんもく}と診断された児童・生徒を対象とした学級。「特性」※に応じた配慮を受けることができる。

※「特性」とは、発達障がいに共通した、子どもたちの考え方や行動を指す。

2 通級指導教室

注意欠如多動症（ADHD）、学習障がい（LD）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱と診断された児童・生徒を対象とした学級。すべての学校に教室があるわけではないため、地域にある通級指導教室に通い、児童・生徒の特性に応じた指導を受けることができる。

3 教育支援センター（適応指導教室・フリースクール）

不登校の児童・生徒が通う教室。一定の要件を満たす場合にこれらの施設において相談・指導を受けた日数を出席扱いとすることができる。

4 特別支援学校

障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。対象：視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

5 通所支援

（保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）

学校に通う、発達障がいがある児童・生徒（小学生～18歳）が、放課後や長期休暇の際に利用できる施設。生活能力のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援が受けられる。

サービス受給等にかかる書類

1 受給者証（障がい福祉サービス受給者証）

放課後等デイサービス等の福祉サービスを受けるために必要なもの。医師の意見書・診断書、療育手帳のいずれかを自治体の福祉窓口へ提出する必要がある。

2 診断書 （受給者証、支援学級利用、特別児童扶養手当、等のための診断書）

市役所に提出するもの：受給者証、特別児童扶養手当（中等度以上の身体、精神、知的に障がいのある児童・生徒を養育する人が受け取れる手当）

学校・教育委員会に提出するもの：特別支援学級、通級指導教室等の利用のために診断書が必要な自治体がある。



発達障がいに関する検査

1 発達検査（知能検査）

子どもの全体的な発達の様子や、得意・不得意な部分を知り、その子にあった対応や指導を考えるために実施する。一般的に児童・生徒には WISC-IV などの知能検査が行われる。（児童相談所では田中ビネー知能検査 V）。

[発達水準の分類]

知能指数	評価
130 以上	非常に高い
120～129	高い
110～119	平均の上
90～109	平均
80～89	平均の下
70～79	低い（境界域）
69 以下	非常に低い



- ※ ただし、検査はその子の発達の様子を評価するひとつのツールであり、検査結果からすぐに診断が決まるものではない。
- ※ 受診から検査の結果説明までに1ヶ月～数ヶ月を要することがある。スクールカウンセラーや発達障がい者支援センターなどでも実施可能。

子どもたちの課題への支援方法

1 環境調整

児童・生徒の特性に合った環境を整えること。

例：注意がそれやすい児童・生徒が集中しやすいように仕切りを置くなど。



2 療育支援

発達を促すために運動や言葉の訓練をしたり、生活面の相談対応や指導を行ったりすることで、発達に課題のある子どもたちやその家族の生活の支援を行うこと。

3 心理療法

心理的な困りごとや悩み、適応のしづらさなどを抱えている子どもに、臨床心理士（公認心理師）がカウンセリングやプレイセラピーなどを行い、子どもたちの課題を解決に導くように援助する。また、子どもの心理的な課題の解決に向けては、身近な大人の理解や協力が不可欠であるため、保護者からもお話をうかがっていく。

4 薬物療法

環境調整や対応の工夫、児童・生徒の困りごとへの教育的指導で改善しないときに薬物療法を行う。ADHD 薬、向精神薬、睡眠薬、漢方薬などが処方される。薬によって食欲低下、食欲亢進、睡眠障がい、血圧の変動、頭痛、消化器症状などの副作用もある。



学校内で支援にかかわる専門スタッフ

1 スクールカウンセラー

学校に通う児童・生徒の心のケアを行う心理の専門家。児童・生徒、保護者、教職員の話をしっかり聞き、抱える問題を解決させるためのアドバイスや働きかけを行いながら、心理の専門家として、子どもたちの健やかな学校生活をサポートする。

2 スクールソーシャルワーカー

教育委員会所属のソーシャルワーカー。子どもを取り巻く学校、家庭や行政、福祉関係施設など、関係機関と連携しながら環境調整、相談、支援を行う福祉の専門家。筑豊地域では市町村の教育委員会ごとに1～3名。

3 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターを校務として明確に定めることで、教職員の理解を促し、関係機関との連携を円滑にすることを目的としている。具体的な役割として、①学校内の関係者や関係機関との連絡・調整を行う、②保護者に対する学校の窓口となる、などがある。



